

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年12月16日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年12月16日

岐阜県知事　古田　肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ恵那店

恵那市長島町正家517-1　外

2 意見の概要

恵那市長の意見

- ・乗り入れ箇所の側溝の構造について
 - ・屋外広告物の許可申請について
 - ・景観法に基づく届出について
 - ・廃棄物の減量化及びリサイクルについて
 - ・騒音・振動等生活環境の悪化防止への配慮について
- 等